

令和7年7月11日

組合員 各位

日本被服工業組合連合会
理事長 佐藤 卓己
埼玉県被服工業組合
理事長 阿部 弘一
大阪府被服工業組合
理事長 山田 一人
岡山県アパレル工業組合
理事長 河合 秀文
広島県アパレル工業組合
理事長 佐藤 卓己

縫製業における外国人技能実習制度の法令遵守の協力依頼について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊連合会並びに各地区組合の各種事業に対しまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和9年4月から現在の外国人技能実習制度に代わり、育成就労制度の発足に向けて検討が行われております。

繊維業におきましては、法令違反事例が続発したことにより、平成30年に「繊維産業技能実習事業協議会」が設置され、弊連合会もその構成員となり、外国人の技能実習の適正な実施に向けて、組合員各位のご協力のもとで推進して参りました。

弊連合会関係では、現在まで法令違反事例は確認されておりませんが、全国的には、縫製業における違反事例や技能実習計画の認定取り消し事例が、引き続き生じており、経済産業省生活製品課は7月8日付で渡邊宏和課長名にて、別添の要請文を発出し、外国人技能実習生を受け入れている事業者やサプライチェーン上の事業者へ、外国人材制度の適正利用を徹底していただくよう要請しております。

弊連合会といたしましてもこの要請に応えるために、要請文に記載されている4項目への協力を傘下の組合員へ依頼することといたしました。

どうか組合員各位におかれましては、主旨をご理解の上、各段のご協力をお願い申し上げます。

敬具

1. 添付書類：経産省生活製品課 渡邊 宏和課長の要請文
2. 日被連インターネットホームページに「要請文」を掲載しています。

[日本被服工業組合連合会トップページ](http://nippiren.com/)：http://nippiren.com/